

本会会員以外の兵庫県内柔道整復師の方

療養費申請書の事前検査について

本会では、会員から毎月提出される柔道整復療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を、公的に設置された柔道整復療養費審査委員会等において適正かつ効率的な審査が行われるよう、その審査前に、「療養費の支給基準」への適応などについて、申請書の形式点検及び相談・助言を従来から行ってまいりました。

これは、申請書の必要事項の単純な記載漏れや誤記等を確認し、不注意による保険者からの返戻を減少させるとともに、適正申請により療養費の適正化推進に協力することを目的に実施してきたものです。

この度、これらの事前検査を本会会員以外の柔道整復師の皆様にも門戸を広げ対応させていただくことになりましたので、希望される柔道整復師の方は、本会までお問い合わせください。

TEL 0 7 8 - 5 7 8 - 6 3 6 6

E-mail info@hyogojusei.or.jp